

一般財団法人総合研究奨励会における不正行為発覚後の対応状況等について

2026年9月11日

一般財団法人総合研究奨励会
代表理事 岸 郁子

当法人では、2026年7月10日付で「当社一般財団法人総合研究奨励会における不正行為の発覚について」（以下、「7月10日付けリリース文」といいます）を公表いたしました
が、その後の対応状況等につきまして、以下、ご報告申し上げます。

1. 役員の交代

2026年9月1日をもって、当法人の全ての理事及び監事は退任し、同日、開催されました評議員会にて、下記の者が新たに当法人の理事及び監事に選任されました。

新役員は以下の通りです。

代表理事 岸 郁子	弁護士、四谷番町法律事務所 東北大学 客員教授（東北大学東北メディカル・メガバンク機構） 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 理事 一般社団法人日本トップリーグ連携機構 理事 国土交通省交通事故相談員総合支援事業情報誌編集委員会 委員
理事 嶋田 隆	元内閣総理大臣政務秘書官（首席） 元経済産業省経済産業事務次官
理事 田中 里沙	学校法人先端教育機構事業構想大学院大学 学長 財務省 財政制度等審議会 委員 国土交通省 社会資本整備審議会 委員 環境省 中央環境審議会委員 内閣官房 国土強靱化推進会議委員 内閣府大臣官房 政府広報アドバイザー
理事 森田 朗	東京大学名誉教授 一般社団法人 次世代基盤政策研究所 代表理事 内閣官房 外国人による土地取得等のルールの在り方検討会 座長 内閣府 医療等情報の利活用の推進に関する検討会 座長
監事 須永 功	永和総合事務所 代表税理士 一般社団法人日本フットボールリーグ 監事 一般社団法人日本女子サッカーリーグ 監事 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟 監事 一般社団法人関東サッカー協会 監事 一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟 監事 一般財団法人日本フットサル連盟 監事 一般社団法人日本フットサルトップリーグ 監事

2. X氏について

2026年7月10日付けリリース文でお伝えしました通り、外部監査人による監査の結果、X氏による不正行為（業務上横領又は特別背任に該当する疑いのある行為、及び承認を得ない出張費名目での経費の不正利用行為）が確認されました。

本件につきましては、現在も外部監査チームによる調査が続いておりますが、既に警察にも相談済みであり、今後、X氏に対し、刑事・民事の両面から厳正に責任を追及してまいります。

なお、X氏につきましては、既に理事会及び評議員会において解任済みです。

3. 再発防止策の策定について

当法人では、長年の慣行となってきた「仕組み」に構造的問題があったと捉え、ガバナンス体制及びコンプライアンス体制の機能強化に向けた、再発防止策の策定に取り組み、一部を実施済みです。

具体的な再発防止策の案については以下のとおりです。今後、東京大学本部、東京大学工学系研究科との連携のもと、さらに取組を進めてまいります。

<再発防止策>

(1) ガバナンス体制の強化

- ① 外部役員の選任：現在の理事及び監事は、9月1日をもって退任し、また同日をもって、ガバナンス・コンプライアンスに精通し、東京大学工学系研究科との間に重要な利害関係を有しない上記の者を新たに理事・監事に選任した。
- ② さらに、ガバナンス・コンプライアンスに精通した事務局長を新たに選任した。
- ③ コンプライアンス体制の構築：利益相反規程やリスクマネジメント規程、決裁規程等、各種規程類について、現行の規程類を見直し、必要に応じ、新規に規程類を制定する。役員・事務局向けコンプライアンス研修会を実施し、規程に沿った適正な運営を実行する。
- ④ 理事会の監督機能の強化：代表理事や事務局の業務執行内容等について、理事会が定期的に報告を受け、チェックを行う仕組みを構築する。議事録に具体的な審議内容を記録し、欠席理事への情報共有も徹底する。
- ⑤ 利益相反取引の管理体制の整備：当法人と理事が利害関係を有する法人との取引については、事前申告・理事会承認・事後報告の各プロセスを規程として明文化し、その当該規程の遵守を徹底する。なお、利益相反関係を有する理事は、当該案件について説明に必要な場合を除き審議から退席し、決議に参加しない。また、理事の他法人への兼職状況等の届出も義務付ける。

(2) 経理・支出管理の透明性の確保

- ① 業務委託契約の管理強化：一定金額以上の業務委託については、代表理事及び事務局長の決裁のもと、契約書の締結を必須とし、委託先の実態確認（定款・事業目

的、役員体制、事業内容等）を契約前に実施する。成果物・業務報告書の提出を義務付け、検収プロセスを設ける。

- ② 出張費に関する承認・精算手続の厳格化：旅費規程の遵守を徹底し、事前承認（出張目的・日程・行先の明示）、出張報告書の提出、代表理事及び事務局長による精算承認という一連のフローを確立・管理する。
- ③ 職務分掌及び権限分離の徹底：契約締結、発注、検収、支払承認、銀行振込及び会計処理について、それぞれの担当者・権限者を分離し、原則として一人の役職員が一連の手続を単独で完結することができない体制とする。

(3) 監査・モニタリングの充実・透明性及び説明責任の確保

- ① モニタリングの実施：当面の間、独立した外部監査人による会計監査および業務監査を継続し、その結果を理事会に報告することとする。
- ② 監事機能の強化：外部の専門家（税理士）を監事に選任し、会計帳簿・契約書類・伝票類へ随時アクセス権を付与する。
- ③ 関連法人情報の開示：理事・監事が役員を務める法人、兼職先等の一覧を法人内部で管理し、当該法人との取引の有無を定期的に確認・開示する。
- ④ 東京大学との連携強化：事業運営に関し、東京大学工学系研究科との定期的な情報共有・協議の場を設けることとする。

(4) 内部通報制度の構築

内部通報窓口を法人外部の法律事務所等に設置し、役員・職員等が代表理事、事務局長、その他上位者を介することなく直接通報できる制度を構築する。通報者に対する不利益取扱いを禁止する旨の規程も設ける。

4. 今後の当法人の在り方の見直しについて

外部監査チームによるこれまでの監査経過の報告を受け、当法人は、今後の在り方につきまして、以下を検討中です。

すなわち、当法人は、これまで産学連携活動の推進に一定の役割を果たしてきましたが、

- ① 理事及び監事に、東京大学工学系研究科で一定の役職がある教職員がいわば自動的に任務を負う組織構造となっていたこと、
 - ② その結果、東京大学工学系研究科、研究室、総合研究奨励会いずれの事業なのか、また、教員がどちらの活動をしているのかが必ずしも明確でない場合も見られたこと、
 - ③ また、理事及び監事に大学教職員としての本務がある中で、一名の常勤の業務執行理事・事務局長に実務上の実態的な権限の集中が継続したこと、
- 等、不正防止だけではなく、産学連携の推進の観点からも時代の要請に合致しないガバナンス構造となっていることが確認されました。

当法人が担ってきた業務は、その重要性に鑑みても強固なガバナンスを備えた組織においてなされるべきものであり、その業務と組織の整理を行うことが不可欠です。

そのため、当法人は、継続すべき業務と廃止すべき業務を整理の上で、継続すべき業務については、年度末を目途に強固なガバナンスを備えた他団体に事業譲渡を行い、当法人については、業務の整理が完了した後に解散することを検討しております。

なお、業務の整理にあたっては、関係者に丁寧に説明や協議を行いながら、他団体への移管又は廃止を決定するとともに、事業譲渡に関しましては、引き続き、東京大学工学系研究科及び本部と一体となって、関係者と協議しながら、適切なガバナンス体制の下で活動が活性化するように、当法人としても最大限の取り組みを進めてまいり所存です。

※ お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、以下のメールアドレスまでお願いいたします。

shoureikai_koho@erf.t.u-tokyo.ac.jp

以 上